

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 9

不利益処分の内容		介護給付費及び訓練等給付費の支給決定の取り消し
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第25条
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	支給決定の取り消しについては、次の基準により行う。 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）